

新造船登録手続き

Newbuilding Registration

必要書類

1) 船籍登録申請書 [RLM-101A] (原本 1 部)

“Application for Official Number, Call Sign and Registration of Vessel”

リベリアにおける予定登録船主による署名・公証済みのもの

※署名の認証は、公証の代わりにリベリアスペシャルエージェントによるものも可

署名者は、下記 2) の署名権限確認書類で署名権限を有することが確認されていること

2) 署名権限確認書類 (原本 1 部)

リベリアにおける予定登録船主発行の、上記 1) の申請書 [RLM-101A] および船籍登録手続きに必要な各書類に署名するための権限を確認するもの

署名権限確認書類は、以下 2 つのうち、いずれかの形式でご準備ください。

i) 取締役会決議 “Board Resolution” の認証謄本 “Certified Copy”

Secretary もしくは、他の役員によって効力を有する写しであることが認証されたもの

ii) 委任状 “Power of Attorney”

公証もしくは、リベリアスペシャルエージェントが署名認証したもの

3) 所有権証明書類 (原本 1 部)

リベリアにおける予定登録船主が、本船の所有権を有することを確認するもの

所有権確認書類は、以下 2 つのうち、いずれかの形式でご準備ください。

i) 【Builder’s Certificate 上にリベリアにおける登録船主名の記載がある場合】

“Builder’s Certificate”

造船所による署名・公証済みのもの

※署名の認証は、公証の代わりにリベリアスペシャルエージェントによるものも可

船籍登録日より遡って 10 日以内の日付のもの

8/23/2016

ii) 【Builder's Certificate 上にリベリアにおける登録船主名の記載がない場合】

“Builder's Certificate” + “Bill of Sale”

Builder's Certificate は、造船所による署名・公証済みのもの

Bill of Sale は、売り主による署名・公証済みのもの

※署名の認証は、公証の代わりにリベリアスペシャルエージェントによるものも可

両書類共に、船籍登録日より遡って 10 日以内の日付のもの

4) 船級発行の証明書類 “Class Statement” (コピー1部)

以下の内容を確認するものをお手配ください。

a) 本船が船級による検査を受けていること

b) 検査完了次第、船級がリベリア当局に代わって、要求される書類を発行すること

c) 本船の予定船級および予定船級付記(Notation)

5) P&I 保険加入の証明書 “P&I Certificate of Entry” (カラーコピー1部)

船主の船員送還義務の適用を含むもの

保険期間が、船籍登録日をカバーするもの

6) バンカー条約証書ブルーカード “Bunker Blue Card” (カラーコピー1部)

保険期間が、船籍登録日をカバーするもの

7) 海難残骸物除去条約証書ブルーカード “WRC Blue Card” (カラーコピー1部)

保険期間が、船籍登録日をカバーするもの

8) MSMC 申請書 [MSD 336RL] (署名済みコピー1部)

“Application for Minimum Safe Manning Certificate”

9) ISM 宣誓書 [RLM 297] (署名済みコピー各1部)

“International Safety Management (ISM) Code Declaration of Company”

“International Safety Management (ISM) Code Declaration of Designated Person Ashore”

10) CSO 宣誓書 [RL 5004] (署名済みコピー1部)

“Declarations of Company Security Officer”

11) CSR 宣誓書 [RL 5003] (署名済みコピー1部)

“Continuous Synopsis Record (CSR) Declaration”

8/23/2016

条件により必要となる書類

【リベリア法人以外を登録船主とする場合】

所有要件免除申請書 “Application for Waiver of Ownership Requirement”

- 上記 1) 申請書[RLM-101A] 2 枚目の所定欄（所有要件の免除）に記入
- 必ず事前に外国法人(Foreign Maritime Entity)登録手続きをお済ませください。

【所有権証明書類の日付と船籍登録日が乖離している場合】

他の船籍に登録していない旨の船主宣誓書 [AFF-130]（原本 1 部）

“Declaration and Affidavit of Non-Registration”

- リベリアにおける予定登録船主による署名・公証済みのもの
- ※署名の認証は、公証の代わりにリベリアスペシャルエージェントによるものも可
- 署名者は、上記 2) の署名権限確認書類で署名権限を有することが確認されていること

【2,000 ネットトン以上の油を貨物として輸送するオイルタンカーの場合】

ブルーカード “Blue Card”（カラーコピー 1 部）

- 保険期間が、船籍登録日をカバーするもの

書類提出先・提出時期

- ・ ドラフト
登録に必要な項目を満たしているかどうかを事前に確認するため、すべての書類（船級並びに P&I Club 発行の書類を除く）のドラフトを、登録に先だって、リスカジャパン宛メールでご提出ください。
- ・ 原本
原本のご提出が必要な書類については、事前確認が済みましたら、署名・公証などをお手配の上、遅くとも船籍登録日（デリバリー日）当日までに、リスカジャパンまでご提出ください。

以上

8/23/2016